

高等学校の授業料等を徴収する特別の事由がある場合を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第36号

高等学校の授業料等を徴収する特別の事由がある場合を定める規則を廃止する規則

高等学校の授業料等を徴収する特別の事由がある場合を定める規則（平成22年香川県規則第39号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。